

いまこそ、司法の出番だ

弁護士 角田由紀子

最高裁が、婚外子の相続分差別を違憲判断することへの期待が高まっている。1995年7月5日の大法廷決定で合憲判断がされてからほぼ18年が経った。この合憲判決は15人の裁判官の内、合憲10名、違憲5名という構成であった。その後も小法廷では合憲判断が続いたが、明確に違憲判断を述べる裁判官が常に存在していた。

2003年3月31日の第1小法廷判決では、当時の泉徳治裁判官が、立法による解決が望ましいが、少数グループは代表を得るには困難な立場にあり、司法による救済が求められていると述べている。多数派は、政治的な力を持っており、自分たちの力で立法解決をすることができる。しかし、少数派にはそのような力がないからこそ、正義の実現は司法の役目である。

1996年2月26日の法制審議会の答申に基づく改正案が17年間たな晒しにされてきたのは、まさに政治における多数派が実現を阻んできたからだ。残念なことにこの国では、立法による正義の実現は望めないようだ。選挙における1票の格差は正も立法を待つことができず、2013年3月6日、東京高裁が明確に違憲の判決を出した。札幌高裁も続けて違憲判断をした。残りの15件でも同様の判断がされるだろう。昨年12月の衆議院選挙は違憲であったのだから、当選した議員たちの存在の根拠が否定された。そのような立法府に私たちは何を期待できるのか。

婚外子差別の廃止についても立法にはもはや期待できないと、さすがの最高裁も痺れを切らしたのだろう。それまでの最高裁の判断で違憲とした裁判官の意見では、立法解決が望ましいことが確認されているが、「もはや立法を待つことは許されない時期に至っている」（2009年9月30日第二小法廷・今井功裁判官）という段階にきていた。

最高裁の違憲判断が待たれているが、いままで立法および司法と多くの市民が、婚外子差別を放置してきたことの責任の重大さをも確認するべきであろう。

婚外子差別の撤廃はヨーロッパでは1960年代から70代にかけて解決された過去のテーマである。フランスでは2010年には生まれてくる子どもの54,5%が婚外子であり、事実婚は多くのカップルが経験する「普通のこと」であり、最初から結婚するカップルは10組に1組で、「直接婚」という言葉まであるという（「フランス女

性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか」勁草書房、2012年）。

これに比べて日本の婚外子は増えたとはいえ、2%程度でしかない。日本がいかに法律婚至上主義の国かがよくわかる数字の違いである。法律婚でなければ「普通」でないという脅迫は、いわゆる「できちゃった婚」の後ろにある親の世代が捨てきれないものでもあろう。とにかく、子どもは法律婚の中で産まなければ不幸になるという思いこみを支えてきたのが、現実の婚外子差別の法的仕組みとそれを肯定してきた社会である。この社会は婚外子のみならずあらゆる少数者に冷たい。少数派への差別こそ、司法が救済すべきという理念がどれだけ法律家に共有されてきたかも疑問だ。

婚外子差別の民法の規定は、そっくり同じものが明治民法にあった。1947年の民法改正時に廃止されるべきであったのが、かくも長く生き延びてきたのだ。それは、人びとが家制度に起因する女性や子どもへの差別に鈍感であった結果でもある。常に少数者の問題であり、多くの人には関係のないことであった。少数派になって不利益をうけたくなければ、多数派に与する。そして少数派の不利益はますます放置されるという悪循環を断ち切ることが、いま求められている。それは、この社会が、本当の意味で誰をも大事にする社会になれるかという分かれ目である。

最高裁には今年の2月、もうひとり女性裁判官が加わった。私の司法研修所の同期生・鬼丸かおるさんだ。彼女は、就任記者会見で、差別の問題は見逃さないという姿勢を示した。最高裁が3人の女性裁判官を擁して国民の期待にこたえるときがきた。合憲判断で裏切られ続けた長い年月が幕を閉じようとしている。ここで忘れてはならないのは、この劇的な解決は、当事者たちを中心に彼らを支援してきた人びとの、一貫した粘り強い長い闘いの成果であるということだ。この闘いなしに、わたしたちは新しい家族のあり方を手に入れることができなかったことは、確かだ。

(2013年3月13日記)

*通信「Voice」3月臨時号より